

契約書 著作権



詞家の川内康範さんが「ありえない。もう俺の歌は歌わせない」と激怒した、というのも。

第十一回 少し寄り道～森進一 「おふくろさん」騒動を考える

今回が、趣向を凝らして今話題の「おふくろ」騒動を考へてみようと思ふ。されどか（どうか）かかはりの「ハイド

ショーワンの注目を集めた騒動ですが、感情論は抜きにして、著作権を考える題材にも向いています。

事件は、森進一さんが代表曲「おふくろさん」に、次のようなベース（歌の前台詞）を加えて歌っていたところ、作

いい。歌の前にしゃべつねやうがない、
なんて法はない。

弁護士・ニヨーヨーク州弁護士
福音建策

州弁護士
福井建策

みました。(?)かのワイン(?)が取材に来たのです。ベース部分にはメロディがあり、作曲は「オリジナル版」と同じ猪俣公章さん。ベースから本来のイント口へほぼスマーズにつながっています。ベース部分と本体歌詞はともに一人称で「おふくねさん」に呼びかける内容。

事情を知らない人が聞けば、「これが『おふくろさん』『とこづかの完全版なんたな』と強引にひいた歌ってました。おふくろさんじたいが改変されたと見るべきでしょ。」
『おふくろさん』は、少くとも著作者人格権を侵害して、法的には盗作となる「ハースト版」を読み取ったのです。つまり、

では、板足の話ですが、「わかりました。意に沿わない以上、『バース版』は歌じません」と書いて、森さんが元の「オリジナル版」を歌うこととは可能なのか。川内さんは「オリジナル版」も歌わせない、といつぱり上がりきるから。

実は、これは川内さんの問題であるようで、川内さんだけの問題ではあります。というのも、日本のプロの作詞家・作曲家が作った曲はたいてい、JASRAC（社団法人日本音楽著作権協会）に著作権が譲渡されているのですね。つまり



ところでの事件を聞いて「それでは替え歌は一切だめなのか」とおっしゃった方がいました。結論からいえば、今の日本の裁判所は替え歌もおしなべて著作権侵害・著作者人格権侵害にしてしまったのです。(高木一郎「ヤコモ」イフ)

本来の意味での「替え歌」かといえば、少し違う気がします。替え歌とは本質的にはパロディだと思います。その特徴は聞く人が「これはオリジナルとは別なものだ、もじりだ」と理解している。ある

限界》参照)。だから、嘉門達夫さんなりも、代表曲「替え歌メドレー」では全部許可をとった、「誰も知らない素顔の八代亜紀」では八代さんの許可までもとった、と語っていた位です。

内さんが我慢できない、という心情はわかります。ですから、裁判所はパロディにもう少し門戸を開くべきだと考える私も、「おふくろさん」ベース版について裁判所が特にリベラルな判断をすべきだ、とは思わないのです。